

学童クラブのクラブ分けについて

学校	クラブ名	クラブ分けの方法
一 小	一 小 学 童 ク ラ ブ 1 組	住所によるクラブ分け
	一 小 学 童 ク ラ ブ 2 組	
二 小	二 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	二 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
三 小	三 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	住所によるクラブ分け
	三 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
四 小	四 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	四 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
五 小	五 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	五 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
	五 小 学 童 ク ラ ブ 第 三	
六 小	六 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	六 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
七 小	七 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	七 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
	七 小 学 童 ク ラ ブ 第 三	
八 小	八 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	八 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
	八 小 学 童 ク ラ ブ 第 三	
九 小	九 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	住所によるクラブ分け
	九 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
十 小	十 小 学 童 ク ラ ブ 第 一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	十 小 学 童 ク ラ ブ 第 二	
	十 小 学 童 ク ラ ブ 第 三	
十一小	十一小学童クラブ第一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十一小学童クラブ第二	
十二小	十二小学童クラブ第一	第一:延長保育不可(市直営) 第二及び第三:延長保育可(指定管理者による運営) ※第二・第三は住所によるクラブ分け
	十二小学童クラブ第二	
	十二小学童クラブ第三	
十三小	十三小学童クラブ第一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十三小学童クラブ第二	
十四小	十四小学童クラブ第一	住所によるクラブ分け
	十四小学童クラブ第二	
十五小	十五小学童クラブ第一	第一:延長保育可(指定管理者による運営) 第二:延長保育不可(市直営)
	十五小学童クラブ第二	
花小	花小金井小学童クラブ第一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	花小金井小学童クラブ第二	
鈴木小	鈴木小学童クラブ	-
学園東小	学園東小学童クラブ第一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	学園東小学童クラブ第二	
上宿小	上宿小学童クラブ第一	第一:延長保育不可(市直営) 第二:延長保育可(指定管理者による運営)
	上宿小学童クラブ第二	

※指定管理者が運営するクラブは延長保育の利用が可能です。

※市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブが併設する場合、申請書にどちらを希望するか明記してください。

※申請状況によっては、併設されたもう一方のクラブへ入会していただく場合があります。

特に、指定管理クラブの希望者が定員を大きく上回った場合、保護者の方の勤務状況等の要件や帰宅時間などの状況により、直営クラブへ移っていただく場合があります。

※保育の質については、市が直営するクラブと指定管理者が運営するクラブで差が生じないようにしております。

(延長保育の利用が可能か否かの差異になります)

指定管理者とは… 市に代わって施設の管理・運営を行う民間事業者等です。